

資料 2

令和5年度 新規畑人資金支援事業(経営開始資金)

第1 新規畑人資金支援事業について

1 事業の内容

次世代を担う農業者となることを志向する者(以下「青年就農者」という。)に対して就農直後の経営確立に資する新規畑人資金支援事業(経営開始資金)(以下「資金」という。)を交付する

2 事業の種類

(1) 新規畑人資金支援事業(経営開始資金)

(2) 新規畑人資金支援事業(就農準備資金)

就農準備資金について(農業技術を習得したい者や就農前の者)

就農に向けて、沖縄県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人等において研修を受ける者に対して年間150万円の給付金を交付する事業「新規畑人資金支援事業(就農準備資金)」は下記の機関に問い合わせること。

南部農業改良普及センター

住所: 南風原町字山川517 電話: 098-889-3515

3 交付の要件等

本事業に応募ができる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

なお、交付の決定は、交付希望者のうち要件を全て満たし、かつ本事業の趣旨に沿った優先度の高い者(就農意欲、経営リスク、生活費確保の必要性の観点から審査した結果、優先度が高いと判断される者)に対して、予算の範囲内で交付する。

(1) 独立・自営就農時の年齢が、50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を持っていること。

(2) 次に掲げる要件をすべて満たす独立・自営就農であること。

ア 農地の所有権又は利用権等(**農地法3条申請**)を交付対象者(以下、対象者)本人が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳と帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を持っていること。

カ 交付対象者が農業に常時従事する者であること。

(3) 認定新規就農者であること。ただし、交付期間中に、認定の取り消しを受けた場合及び認定の効力を失った場合を除く。

(4) 青年等就農計画に経営開始資金申請 追加資料(様式第1号及び別添、添付資料等)を添付したもの(以下「追加資料等」という)が次に掲げる基準に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で250万円以上の所得を目標とする計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化など経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金等を独自に調達し、農業経営を開始した者。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市に認められること。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- (6) 実質化された人・農地プランに「中心となる経営体」として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれていること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。)
- (7) 追加資料等承認までに最低10アール(約300坪)以上の経営農地を所有している。又は貸借権等(農地中間管理機構からの農地の借り受け、利用権設定、農地法3条許可等)の設定を受けて借りていること。
- (8) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等【生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等】を受けていないこと。
- (9) 農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援業、雇用就農者実践研修支援事業、経営継承・発展支援事業による助成金の交付を受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (10) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保険等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (11) 市税等の滞納が無いこと。
- (12) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること。
- (13) 糸満市で将来の農業の担い手として、糸満市のコミュニティへの積極的な参加に努め、糸満市の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。(農業青年クラブへの加入等)
- (14) **令和2年**4月以降に農業経営を開始した者であること。

4 交付額と交付期間

- (1) 資金の額は、1年につき1人当たり150万円とする。また、交付期間は最長3年間(経営開始後3年度目分まで)とする。
- (2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて(1)の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。
 - ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
 - ウ 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

5 資金停止要件

次の事項に当てはまる場合は、市は資金の交付を停止する。

- (1) 交付の要件等を満たさなくなった場合。
- (2) 農業経営を中止した場合。
- (3) 農業経営を休止した場合。
- (4) 就農状況報告を行わなかった場合。
- (5) 就農状況報告の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさず、適切な農業経営を行っていないと市が判断した場合
【例:追加資料等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業従事日数が一定(年間150日かつ年間1,500時間)未満である場合、市から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など】。
- (6) 市交付規則第7の1に定める市が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- (7) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる)。

6 資金の返還

次の要件に当てはまる場合は、対象者は資金を返還しなければならない。ただし、下記の(1)または(3)に当てはまる場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 資金停止要件の(1)から(7)までのいずれかに該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分(資金停止要件(1)～(6)に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

(2) 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

(3) 資金の交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた金額を返還する。

7 サポートチーム

対象者はサポートチームによる訪問がある場合は受けなければならない。

第2 交付対象者の手続きについて

1 追加資料等の承認申請

資金の交付を受けようとする者は、追加資料等を作成し、市に承認申請する。

2 追加資料等の変更申請

追加資料等の承認を受けた者は、追加資料等の内容を変更する場合は、計画の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)

3 交付申請

追加資料等の承認を受けた者は、交付申請書(様式第2号)を作成し、市に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分を単位として行うことを基本とする。

4 就農報告等

交付対象者は下記の内容を最大で8年間行なうこと。なお、提出書類はパソコンやワープロ等で作成し印刷して提出すること。(手書きは原則認めない。)提出がない場合は交付された金額が全額返還になることがあります。

(1) 就農状況報告

追加資料等の承認を受けた対象者は、交付期間中と交付期間終了後5年間、毎年7月末と1月末までに最低年2回及び市が必要とする場合に、その直近の6か月の就農状況報告(様式第6号)と添付資料を市に提出し、市が行う現場調査等を受けること。

添付資料の例（作業日誌、所得証明書、決算書、確定申告書の写し、通帳、帳簿、その他市の必要とする書類）

(2) 住所変更報告

交付対象者は、交付期間内と交付期間終了後5年間に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(様式第7号)を市に提出する。

(3) 就農中断報告

交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市に就農中断届を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届を提出する。

5 返還免除

交付対象者は病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書を市に提出する。

第3 応募の決まり

1 申請書類

本事業に応募しようとする者は、認定新規就農者の申請書類提出後、本事業の申請書類を提出すること。

2 受付期間

随時

3 個人情報等の取扱い

提出された申請書類については、別に定める「新規畑人資金支援事業に係る個人情報の取扱いについて」に基づき取扱うこととする。

新規畑人資金支援事業(経営開始資金)申請に必要な書類

No.	書 類	内 容	備考	チェック
1	青年等就農計画 認定書	認定日、経営開始日、認定の有効期限が記載されたもの		
2	経営開始資金の申請書	追加資料(別紙様式第1号)		
	収支計画	(別紙様式第1号別添2)		
3	人・農地プラン	調査票、個人情報同意書		
4	同意書	経営開始資金の個人情報同意書		
5	離職票等	離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し	就農計画申請後に経営開始された方のみ	
	過去の経歴の証明	退職証明書、卒業証明書、研修終了証のうち前職が分かるもの		
6	農地の状況	農地一覧(別紙様式第1-2号別添5)	就農計画申請時と状況が変わった方のみ	
	農地の権利の証明	所有:登記簿謄本 貸借:農地中間管理機構からの貸借、 農法3条許可書、利用権設定通知	農地中間管理事業による借り受けの場合は必要なし	
7	機械・施設の状況	機械・施設一覧	就農計画申請時と状況が変わった方のみ	
	貸借契約書	農業機械を貸借している場合		
8	出荷	生産者登録の申請書、最初に取り引した領収書、契約書等の写し	就農計画申請後に経営開始された方のみ	
9	通帳・帳簿	経営開始した時点から現在までの内容が分かる通帳及び帳簿の写し		
10	所得	経営開始した年度から前年分までの所得証明書		
11	身分証明書	運転免許証と健康保険証の両方の写し		
12	市税・健康保険	市税完納証明書 健康保険完納証明書		
13	その他	市が求める資料(園芸施設共済等への加入【園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ】)		